

タイ
特許規則
省令

1992 年第 19 号(1992 年 9 月 28 日公布)
1999 年第 21 号(1999 年 9 月 24 日公布)
1999 年第 22 号(1999 年 9 月 24 日公布)
1999 年第 23 号(1999 年 9 月 24 日公布)
1999 年第 24 号(1999 年 9 月 24 日公布)
1999 年第 25 号(1999 年 9 月 24 日公布)
1999 年第 26 号(1999 年 9 月 24 日公布)
1999 年第 27 号(1999 年 9 月 24 日公布)

目次

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 19 号(B.E.2535)

第 1 条

第 2 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 21 号(B.E.2542)

第 1 条

第 1 部 発明特許出願

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 2 部 意匠特許出願

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条
第 21 条
第 23 条

第 3 部 小特許出願

第 24 条
第 25 条

第 4 部 特許証及び小特許証の様式

第 26 条
第 27 条
第 28 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 22 号(B.E.2542)

第 1 条
第 2 条
第 3 条
第 4 条
第 5 条
第 6 条
第 7 条
第 8 条
第 9 条
第 10 条
第 11 条
第 12 条
第 13 条
第 14 条
第 15 条
第 16 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 23 号(B.E.2542)

第 1 条
第 2 条
第 3 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 24 号(B.E.2542)

第 1 条
第 2 条
第 3 条
第 4 条

第 5 条
第 6 条
第 7 条
第 8 条
第 9 条
第 10 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 25 号(B.E.2542)

第 1 条
第 2 条
第 3 条
第 4 条
第 5 条
第 6 条
第 7 条
第 8 条
第 9 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 26 号(B.E.2542)

第 1 条
第 2 条
第 3 条
第 4 条
第 5 条
第 6 条
第 7 条
第 8 条
第 9 条
第 10 条
第 11 条
第 12 条
第 13 条
第 14 条
第 15 条
第 16 条
第 17 条
第 18 条
第 19 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 27 号(B.E.2542)

第 1 条

第 2 条
第 3 条
第 4 条
第 5 条
第 6 条
第 7 条
第 8 条
第 9 条

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 19 号(B.E.2535)

1979 年特許法第 4 条及び第 78 条の規定により与えられた職権に基づき、通商大臣は、ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

1979 年特許法の規定に基づき公布された 1986 年省令第 10 号の第 1 条及び第 2 条を廃止し、代わりに次の規定を置く。

「第 1 条 自己の所有する特許証又は特許権実施ライセンス証を紛失し又は著しく汚損したために新たな特許証又は特許権実施ライセンス証の発行を希望する者は、長官が指定し印刷する様式による申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか又はこれを書留郵便でかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

特許証又は特許権実施ライセンス証の紛失により申請書を提出する者は、かかる特許証又は特許権実施ライセンス証を紛失した場所の警察署が発行した、特許証又は特許権実施ライセンス証の紛失届の受領書を申請書に添付しなければならない。

特許証又は特許権実施ライセンス証の著しい汚損により申請書を提出する者は、かかる汚損した特許証又は特許権実施ライセンス証を申請書に添付しなければならない。

第 2 条 第 1 条に基づく申請書の提出に関し、特許の所有者が王国の居住者でない場合は、次の規定に従い、申請書と共に委任状を提出することにより代理人として長官に登録された者を代理人とするものとする。

(1) 委任状の付与が外国で行われた場合、かかる委任状における署名は、委任状の付与者の居住国におけるタイ大使館若しくはタイ領事館の権限ある職員又は商務官、又は、かかる者から権限を与えられた職員による認証、若しくは、その国の法律により署名を認証する権限を与えられた者による認証を得なければならない。又は

(2) 委任状がタイ国内で与えられた場合、パスポートの写し、一時居住証の写し、又は委任状の付与の時点で特許の所有者が実際にタイに入国したことを長官に示すその他の証拠を提出しなければならない。

第 1 条に基づく申請書の提出に関し、王国の居住者である特許の所有者が他の者を自己の代理人とするために委任状を付与することを希望する場合、かかる委任状は、申請書と共にこれを提出することにより代理人として長官に登録された者に対してのみ付与されるものとする。」

第 2 条

1979 年特許法の規定に基づき公布された 1986 年省令第 10 号の第 5 条を廃止し、代わりに次の規定を置く。

「第 5 条 発明特許証及び製品意匠特許証の再発行に関しては、1979 年特許法の規定に基づき公布された 1992 年省令第 11 号に添付の Sor.Por./200-Khor. 様式及び Sor.Phor./200-Khor. 様式の何れかを適宜使用する。

特許権実施ライセンス証の再発行に関しては、1979 年特許法の規定に基づき公布された 1992 年省令第 14 号に添付の Sor.Por./201-Khor. 様式を使用する。

上記の第 1 段落及び第 2 段落の再発行に関しては、「再発行」の語を当該様式の表面のガルダ紋章上部に記載するものとする。」

1992 年 9 月 28 日 公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 21 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条, 第 17 条, 第 20 条, 第 33 条, 第 59 条及び第 65 条の規定並びに特許法第 3 号(B.E.2542)により改正された特許法(B.E.2522)第 65 条の 4, 第 65 条の 5 及び第 65 条の 10 の規定により与えられた職権に基づき, 通商大臣は, ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

次の規定を廃止する。

- (1) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 11 号(B.E.2535)
- (2) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 13 号(B.E.2535)

第1部 発明特許出願

第2条

発明特許を出願する際、出願人は、長官が指定する様式による願書を次の何れかの場所の担当官へ提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付する。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく願書には、発明の説明、クレーム及び要約を添付しなければならない。出願人は、発明の理解を高めるために必要であれば、さらに図面を願書とともに提出する。

本条の適用上、クレームされた発明が新規な微生物に関する発明であるときは、「発明の説明」とは、知的所有権局が随時公表する何れかの遺伝子銀行が発行した、かかる微生物の寄託証明書及び/又はその微生物の性質及び特徴を示す書類を意味する。

出願人は、第2段落で述べた書類を3部、又は長官が5部以内で指定するその他の部数において提出する。出願人が上記以外の書類の提出を求められる場合、長官により別段の指示を受けない限り、出願人は、上記と同じ部数においてかかる書類を提出する。

第3条

発明の説明には、願書に表示される発明の名称を記載し、更に次の事項を記さなければならない。

- (1) 発明の性質及び目的の記述
- (2) 発明が関連する技術分野の特定
- (3) 発明の理解、調査及び審査のため有益と思われる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用(もしあれば)
- (4) 発明の完全、明確かつ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載
- (5) 図面(もしあれば)の簡単な説明
- (6) 当該発明の最良の実施態様と発明者が考える態様を、必要に応じ、用例、関連する背景技術及び図面を引用して述べたもの
- (7) 発明の内容から推定できない場合は、産業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の応用手手段の例示

発明の理解を高めるため並べ替えるべき場合を除き、前段落で述べた項目は上記の形式及び順序のまま記載するものとする。ただし、如何なる場合でも適切な表題を記載しなければならない。

第4条

クレームには、保護を求める発明の特徴を、第3条に基づく発明の説明に沿って明確かつ正確に記載しなければならない。

図面を伴うときは、クレームにおいて当該発明の技術的特徴を述べることができる。この場合、図面中に記された参照番号又は記号をかかると技術的特徴の後に括弧書きで記すものとする。

1のクレームのみでは発明の技術的特徴のすべてを適切に網羅できないときは、1の特許出願

において、同一カテゴリーにある複数の独立クレームを記載することができる。

出願人の希望により、独立クレームに続いてその従属クレームを記載し、発明の特徴を追加して述べることができる。ただし、独立クレーム又は従属クレームについての言及は、何れか一方のみ選択的に行うものとする。

本条の適用上、独立クレームとは、他のクレームに含まれている特徴について言及していないクレームをいい、従属クレームとは、追加の特徴を包含しつつ、独立クレーム又は他の従属クレームに含まれる特徴に言及したものをいう。

第5条

次のクレームを含む出願は、1の発明に関するものとみなされる。

(1) 保護対象である製品の独立クレームに加え、その製品の製造方法及び使用方法を記載した他の独立クレーム

(2) 保護対象である製品の独立クレームに加え、その方法を実施するための手段及び/又は装置に関するクレーム

第6条

要約は、長官が定めた規則に従い、その発明の説明、クレーム及び図面(もしあれば)に含まれる開示事項の要約をもって構成する。その要約は、主要な各技術的特徴を簡潔に記載するとともに、技術的問題及びその発明による当該問題の解決、更にその発明の実施についての理解を高める方法でまとめなければならない。

第7条

図面は、明確に、発明の説明と矛盾なく、かつ図面の原則に従って記載しなければならない。本条の適用上、図面は、設計図及び図表も意味する。

第8条

発明の重要な特徴若しくは詳細が、国際博覧会若しくは公式博覧会、又は政府機関の後援若しくは許可によりタイ国内で開催された博覧会で開示された場合、出願人は、かかる発明の特許出願においてその開示の日及び/又は博覧会の開催日を願書に記載する。出願人は、当該博覧会を企画又は許可した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の重要な特徴若しくは詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことに関する証明書を願書に添えて提出しなければならない。

第1段落に基づく証明書にはまた、当該博覧会の開催日及び開示又は出展の日を記載しなければならない。

第9条

外国特許出願又は外国小特許出願がなされた発明に関する出願には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 特許出願又は小特許出願の出願日

(2) 出願番号

(3) 当該出願に割当てられた国際特許分類記号(もしあれば)

- (4) 特許出願又は小特許出願がなされた国及び受理官庁の名称
- (5) 調査又は審査の各請求がなされた日、並びにかかる請求を行った国及び官庁の名称
- (6) 調査又は審査を行った官庁又は機関から報告書又は結果を受領しているときは、その調査又は審査の結果
- (7) 願書において要求される出願状況。特許又は小特許が既に与えられているときは、その特許番号又は小特許番号も併記する。

第 10 条

外国で特許又は小特許の出願がなされた発明につき、かかる外国での最初の出願日から 12 月以内に特許出願を行う場合において、出願人が特許法第 19 条の 2 に基づきかかる外国での最初の出願日をタイでの出願日とすることを希望する場合、出願人は、出願時又は出願公告前でかかる外国での最初の出願日から 16 月以内に、長官の定める様式による別の願書を提出しなければならない。この場合、出願人はさらに、出願日及び出願の詳細を示す外国で提出した特許又は小特許の出願書類の謄本で、出願を行った国の特許庁が認証したものを提出することを要する。

第 11 条

出願公告又は特許証において自己の名称を開示することを希望しない発明者は、場合に応じ出願公告又は特許証発行の 30 日前までに長官にその旨通知することができる。

第 12 条

すべての願書及び出願時に提出される書類は、次に従うものとする。

- (1) 正確、明確及び完全な情報を様式の定めるとおりに記載すること
- (2) 発明の説明、クレーム及び要約も含め、タイ語で印刷又はタイプすること

出願人が既に外国で特許又は小特許の出願を行っている場合、出願人は、発明の説明、クレーム及び要約を原出願における外国語で提出することを要求することができる。この場合出願人は、正確かつ原出願に対応したタイ語による発明の説明、クレーム及び要約を出願から 90 日以内に提出しなければならない。

出願人が所定の期間内にタイ語による出願書類を提出しない場合、出願人は、かかるタイ語の書類を提出する日をもって出願を行ったものとみなされる。

- (3) 場合に応じ、出願人、異議申立人、答弁人若しくは審判請求人、又は第 11 条又は第 12 条の規定に基づき委任が行われた場合は登録代理人が署名すること

第 13 条

タイの居住者でない出願人、異議申立人、答弁人又は審判請求人は、その者の代理人としてタイ国内で行為する者として長官に登録された代理人を任命しなければならない。委任状は長官に提出するものとする。

前段落の委任状は、タイの外交代表者、商務参事官、通商局長官、商務官若しくはその国の領事、又は委任者の国の法律により署名認証権を与えられた官吏による証明を得なければならない。

第 14 条

タイの居住者である出願人が代理人を立てることを希望する場合、出願人が任命できる代理人は、長官に登録された代理人のみとする。

第 15 条

第 13 条第 1 段落の委任状又は証明書が外国語である場合は、そのタイ語への翻訳文を、当該委任状及び証明書の翻訳文が正確であることの翻訳者及び代理人による認証を添えて添付しなければならない。

第 16 条

出願人がその特許出願を発明の範囲拡大以外の点で補正することを希望する場合、出願人は、長官から別段の許可を受けない限り、出願の公告に先立ってその旨の申請を行わなければならない。

第 2 部 意匠特許出願

第 17 条

意匠特許出願に際しては、かかる意匠の表示及びクレームを併せて提出しなければならない。

第 18 条

出願は、長官の定める様式で行い、また次に従わなければならない。

- (1) 意匠の表示の数を記載すること、及び
- (2) 工業意匠を実施する製品及び大臣が指定する分類上のクラスを示すこと

第 19 条

表示は、保護を求める製品のすべての特徴を示す写真又は図面をもって構成することができる。

表示は白黒とし、意匠が色彩を伴うときはその表示にもまた彩色を施すものとする。

第 20 条

出願には、100 語以内で意匠の説明を含めることができる。

第 21 条

1 の出願に含まれるクレームは 1 のみでなければならない。

第 23 条

発明特許出願に関する、第 1 部第 2 条第 1 段落及び第 4 段落、第 4 条第 1 段落、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、意匠出願についてこれを準用する。

第 3 部 小特許出願

第 24 条

発明特許出願に関する，第 1 部第 1 条から第 16 条までの規定は，小特許出願についてこれを準用する。

第 25 条

1 の小特許出願に含まれるクレームは 10 以内とする。

第 4 部 特許証及び小特許証の様式

第 26 条

発明特許証は、本省令に添付する PI/200-B 様式によるものとする。

第 27 条

意匠特許証は、本省令に添付する PD/200-B 様式によるものとする。

第 28 条

意匠小特許証は、本省令に添付する PP/200-B 様式によるものとする。

1999 年 9 月 24 日公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 22 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条, 第 24 条, 第 26 条, 第 27 条, 第 30 条及び第 65 条の規定, 特許法第 3 号(B.E.2542)により改正された特許法(B.E.2522)第 28 条, 第 65 条の 4, 第 65 条の 5 及び第 65 条の 10 の規定, 並びに特許法第 3 号(B.E.2542)第 44 条の規定により与えられた職権に基づき, 通商大臣は, ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

次の規定を廃止する。

- (1) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 3 号(B.E.2523)
- (2) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 16 号(B.E.2535)

第 2 条

特許法第 28 条又は第 65 条の 5(場合に応じ)の規定に基づいて長官に審査報告書を提出するため発明特許出願又は発明小特許出願を処理するにあたり, 担当官は, 次の事項についてかかる特許出願又は小特許出願の審査を行うものとする。

- (1) 願書, 発明の説明, クレーム, 図面(もしあれば)及び要約が, 特許法第 17 条又は第 17 条を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づいて公布される省令に準拠していること
- (2) 当該発明が, 特許法第 9 条又は第 9 条を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づく特許性のない発明でないこと
- (3) 出願人が, 特許法第 10 条, 第 11 条, 第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落に基づいて特許を出願する権利, 又は, 第 10 条, 第 11 条, 第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落を準用する第 65 条の 10 に基づいて小特許を出願する権利(場合に応じ)を有していること
- (4) 出願人が, 特許法第 16 条又は第 16 条を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づいて特許又は小特許の付与を受ける権利を有していること
- (5) 特許出願又は小特許出願の対象たる発明が, その出願日より前に特許法第 65 条の 3 に基づいて国内で特許出願又は小特許出願がなされた発明と同一のものでないこと
- (6) 小特許出願の対象たる発明が単一の発明概念を構成すべく連結していること

第 3 条

特許法第 28 条を準用する第 65 条の規定に基づいて長官に審査報告書を提出するため意匠特許出願を処理するにあたり, 担当官は, 次の事項についてかかる出願の審査を行うものとする。

- (1) 願書, クレーム, 意匠の表示, 意匠の説明及びその他の提出物(もしあれば)が, 特許法第 59 条に基づいて公布される省令に準拠していること
- (2) 当該意匠が, 特許法第 58 条に基づく特許性のない意匠でないこと
- (3) 出願人が, 特許法第 10 条, 第 11 条, 第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落を準用する第 65 条(場合に応じ)に基づいて特許を出願する権利を有していること
- (4) 出願人が, 特許法第 16 条を準用する第 65 条に基づいて特許の付与を受ける権利を有していること

第4条

第2条に基づく特許出願又は小特許出願(場合に応じ)の審査により、当該出願が法に準拠していないこと又は複数の出願人によって行われたことが判明した場合、担当官は、次の通りこれを処理する。

(1) 同一の発明について特許及び小特許の出願又は共同出願が行われた場合、特許法第77条の5に従って出願人は、小特許出願を行ったものとみなされる旨を、出願人に通知する。

(2) 同一の発明が複数の者によって個別かつ別々になされ、それについて一方の出願人が特許出願を、他方が小特許出願を行った場合、最初に出願を行った出願人がかかる特許又は小特許(場合に応じ)の付与を受ける資格を有する旨を、出願人全員に通知する。

(3) 同一の発明が複数の者によって個別かつ別々になされ、それについて一方の出願人が特許出願を、他方が小特許出願を同じ日に行った場合、通知を受領した日から90日以内に出願人全員の間で折り合いをつけるよう、出願人全員に通知する。

第1段落に基づく通知は書面によるものとし、配達証明付郵便又は長官の定めるその他の方法で送付するものとする。

第5条

特許出願若しくは小特許出願が第2条(1)若しくは第3条(1)の規定に準拠していないか又は特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に基づき部分的に特許性を欠いていると思われる場合、担当官は、出願人に所定の期間内に出願を補正するよう要求すべく長官に審査報告書を提出するものとする。

第6条

特許出願若しくは小特許出願(場合に応じ)の対象たる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に基づき特許性を欠いていると思われる場合、特許出願の対象たる意匠が特許法第58条に基づき特許性を欠いていると思われる場合、又は特許出願若しくは小特許出願が第2条(3)若しくは第3条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく長官に審査報告書を提出するものとする。第1段落に基づく出願の拒絶に先立って、長官は、出願人に対し質問に答えるか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

第7条

第5条若しくは第6条第2段落の規定に基づいて、若しくは特許法第20条又は第20条を準用する第65条若しくは第65条の10に基づき公布された省令に基づいて(場合に応じ)出願人が補正を要求した場合、担当官は、かかる補正が一定の要件又は省令に準拠しているか否かを審査するものとする。

第8条

小特許出願が特許法第18条を準用する第65条の10の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、原出願を単一の発明に関するものとなるよう補正し、それ以外の発明については別途に出願を行うことによって、当該出願を複数の出願に分割するよう出願人に指示するものとする。

第 1 段落に基づいて分割された出願は通常の小特許出願の要件を満たすべきものとし、また原出願において開示された発明の範囲を拡大してはならない。かかる場合において、出願人は、自らが小特許出願を行う資格を有していることを改めて書面で立証する必要はないものとする。

第 9 条

長官が、担当官の提出した審査報告書に基づいて、特許出願又は小特許出願が法の規定に準拠していないと判断し、特許法第 28 条(1)、第 28 条(1)を準用する第 65 条又は第 65 条の 5(1)(場合に応じ)に基づいて当該出願を拒絶する場合、担当官は、当該決定を出願人に通知するとともに、通商省知的所有権局内の出入りの自由な場所に少なくとも 30 日間当該決定を掲示して公告するものとする。

第 1 段落で言及した決定の公告には、少なくとも次の項目を記載しなければならない。

- (1) 出願番号及び出願日
- (2) 出願人及び代理人(もしあれば)の名称
- (3) 発明者又は創作者の名称、及び発明又は意匠の名称
- (4) 拒絶理由

第 1 段落に基づく通知は書面によるものとし、配達証明付郵便又は長官の定めるその他の方法で送付するものとする。

第 10 条

長官が、担当官の提出した審査報告書に基づき、場合に応じ特許法第 28 条(2)、第 28 条(2)を準用する第 65 条又は第 65 条の 5(2)に基づいて特許出願又は発明の登録及び小特許の付与の公告を命じた場合において、出願人が所定の期間内に手数料を納付した場合、担当官は、場合に応じ特許出願公告公報又は発明登録・小特許付与公告公報においてかかる出願又は発明の登録及び小特許の付与を公告するものとする。

第 1 段落に基づく公告には少なくとも次の項目を記載しなければならない。

- (1) 出願番号及び出願日
- (2) 出願人及び代理人(もしあれば)の名称
- (3) 発明者又は創作者の名称、及び発明又は意匠の名称
- (4) 公告日
- (5) 長官が適切と判断するその他の事項

第 11 条

特許法第 28 条(2)又は第 28 条(2)を準用する第 65 条の規定に従って出願が公告された場合において出願人が特許法第 29 条に基づき審査請求を行ったか又は当該出願においてクレームされた発明若しくは意匠が特許法第 5 条若しくは第 56 条の規定に違反しているとの異議申立があった場合、又は、特許法第 65 条の 6 に基づく小特許出願の対象たる発明について審査請求がなされた場合、担当官は、その内容について次の通り審査を行う。

- (1) 当該出願においてクレームされている発明又は意匠の主題が、特許出願の審査のために集められた書類を構成する文書又は印刷物において開示又は記載されているか否か
- (2) 当該出願においてクレームされている発明の主題が、タイ国内でなされ、かつ外国でな

された後に国内出願に先立って公告された特許出願又は小特許出願の主題であるか否か
長官は、適切と思料する場合、クレームされた発明が(1)及び(2)で述べたもの以外に、特許
法第 5 条、第 56 条又は第 65 条の 2 に規定される条件を満たしているか否かを審査するよう
担当官に求めることができる。

第 12 条

本省令第 10 条に基づいて出願が公告された後、担当官は、当該出願が特許法第 18 条又は第
60 条の規定に違反して複数の発明又は意匠について保護を求めるものであるか否かを審査
するものとする。この場合、本省令第 8 条の規定を準用する。

第 13 条

出願人が既に外国でクレームされた発明について特許出願を行った場合、出願人は、審査報
告書又は審査の結果を示すその他の書類を受領した時点で、その受領日から 90 日以内にかか
る報告書又は書類をタイ語の翻訳文と共に提出しなければならない。

出願人が複数の外国で特許出願を行った場合、出願人は、最初に出願を行った国又は長官が
定めた国が発行した審査報告書又はその他の書類を提出しなければならない。

審査報告書又は審査の結果を示すその他の書類には、かかる報告書又は書類を発行した省庁
又は組織、出願人の名称、出願日、当該出願に割当てられた国際特許分類記号、当該出願が
審査された技術分野、及び先行技術を示す検討されるべき関連書類を記載するものとし、ま
たクレームされた発明がその国の法律要件を満たしているか否か、発明の説明がその国の法
律に準拠しているか否か、及びその国の法律に基づく保護が当該クレームについて付与され
るか否かを明記するとともに、その決定の理由を示すものとする。

第 1 段落及び第 2 段落に基づく書類は、次の何れかの場所の担当官へ提出するか、又は書留
郵便によってこれにかかる担当官に送付する。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

審査報告書又は審査結果を示すその他の書類が本条第 3 段落に準拠していない場合、長官は、
出願人からの要請により、出願人にかかる報告書又は書類の提出を許可することができる。

第 14 条

出願人が自らの出願を、場合に応じ特許出願から小特許出願へ又は小特許出願から特許出願
へ変更することを希望する場合、出願人は、長官が定める様式の変更申請書を次の何れかの
場所の担当官に提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとす
る。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 1 段落に基づく変更申請書は、場合に応じ特許法第 17 条又は第 17 条を準用する第 65 条の
10 の規定に基づいて発行された省令に定める特許出願書類又は小特許出願書類を構成する
書類から成るものとする。

第 1 段落に基づく変更を申請する者は、既に納付した手数料の超過部分の払戻しを受けるこ
とはできない。

第 15 条

本省令の施行に先立って行われた発明特許出願で長官が特許法第 33 条又は第 34 条の命令を発していないものは、本省令に従って処理されるものとする。

第 16 条

特許法第 3 号(B.E.2542)の施行に先立って行われた発明特許出願で他の種類の出願への変更が提案されているものは、本省令第 10 条の規定に従うものとする。

1999 年 9 月 24 日公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 23 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条及び特許法第 3 号(B.E.2542)第 42 条の規定により与えられた職権に基づき，通商大臣は，ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 12 号(B.E.2535)を廃止する。

第 2 条

料金は次の通りとする。

		パーツ
(1)	発明特許出願	1,000
(2)	意匠特許出願	500
	小特許出願	500
(3)	同一の意匠について同時に行われた 10 以上の意匠特許出願	4,500
(4)	特許出願公告	500
(5)	特許審査請求	500
(6)	特許出願に対する異議申立	500
(7)	特許又は小特許の付与	1,000
(8)	発明特許の年金：	
	5 年目	2,000
	6 年目	2,400
	7 年目	3,200
	8 年目	4,400
	9 年目	6,000
	10 年目	8,000
	11 年目	10,400
	12 年目	13,200
	13 年目	16,400
	14 年目	20,000
	15 年目	24,000
	16 年目	28,400
	17 年目	33,200
	18 年目	38,400
	19 年目	44,000
	20 年目	50,000
	年金全額の一括払い	280,000
(9)	意匠特許の年金：	
	5 年目	1,000
	6 年目	1,300
	7 年目	1,900
	8 年目	2,800
	9 年目	4,000
	10 年目	5,500
	年金全額の一括払い	15,000
(10)	小特許の年金：	

)	5年目	1,500
	6年目	3,000
	年金全額の一括払い	4,000
(11)	小特許の期間延長手数料：	
)	1回目の延長	12,000
	2回目の延長	18,000
(12)	ライセンスの登録申請	500
)		
(13)	特許又は小特許の譲渡登録申請	500
)		
(14)	特許又は小特許の変更申請	200
)		
(15)	ライセンス証の発行	1,000
)		
(16)	特許証，小特許証又はライセンス証の再発行	100
)		
(17)	長官の命令又は決定に対する審判請求	1,000
)		
(18)	文書の謄本認証：	
)	10ページ超過の1文書につき	100
	10ページ以下の1ページにつき	10
(19)	その他の申請	100
)		

本条の適用上、「同一の意匠について同時に行われた10以上の意匠特許出願」とは、主要な特徴が同一で小さな特徴が異なる複数の意匠に係る意匠特許出願をいう。

主要な特徴とは、一見して顕著な特性のある意匠の特徴をいう。

小さな特徴とは、一見して顕著な特性のない意匠の特徴をいう。

第3条

本省令に規定する年金は、特許法第3号(B.E.2542)の施行に先立って付与された特許について、当該特許の期間が満了するまで適用される。

1999年9月24日公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 24 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条 第 12 条 第 13 条及び第 65 条の規定並びに特許法第 3 号(B.E.2542)により改正された特許法(B.E.2522)第 65 条の 10 の規定により与えられた職権に基づき、通商大臣は、ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

次の規定を廃止する。

- (1) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 5 号(B.E.2524)
- (2) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 17 号(B.E.2535)

第 2 条

本省令において、

「従業者」とは、場合に応じ特許法第 12 条又は第 13 条に基づく民間の従業者、国家公務員又は国有の団体若しくは企業の従業者をいう。

「使用者」とは、場合に応じ特許法第 12 条又は第 13 条に基づく民間の使用者、政府機関又は国有の団体若しくは企業をいう。

第 3 条

報酬の請求は、発明特許若しくは意匠特許又は小特許の付与後にのみ行うことができ、またかかる特許又は小特許の付与を知った後 1 年以内に行わなければならない。従業者が特許又は小特許が付与されたことを知らなかったことについて正当な理由がある場合、従業者は、当該特許又は小特許の満了前にいつでも報酬を請求することができる。

第 1 段落に基づいて報酬を請求するにあたり、従業者は、長官の定める様式の請求書を 3 通提出するものとし、その理由及び裏付けとなる証拠(もしあれば)、並びに自らに与えられるべきと思料する報酬額を次の何れかの場所の担当官に示すものとする。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 4 条

2 以上の従業者が共同で 1 の発明を行った場合、報酬の請求は共同でも個別にも行うことができる。

第 5 条

担当官は、当該請求を受けた後 30 日以内に、通商省知的所有権局内の出入りの自由な場所に少なくとも 30 日間当該請求を掲示して公告するものとし、使用者及び当該請求を行った従業者と共同で発明又は創作を行った他の従業者がいる場合はその従業者に対して書面で通知するとともに当該請求書の写しをこれらに送付するものとする。

第 6 条

使用者が、従業者に当該報酬の受領資格がないか又は請求書に記載された報酬額が不適切であり若しくはこれにその他の問題があると思料する場合、使用者は、担当官から第 5 条に基

づく通知を受領した後 90 日以内に、担当官にその旨を書面で通知するとともに自らの主張を裏付ける証拠(もしあれば)を提出するものとする。

担当官は、使用者から第 1 段落に基づく通知を受領した後 30 日以内に、従業者にその旨を書面で通知するとともに、かかる使用者の通知及び提出を受けた証拠(もしあれば)の写しを従業者に送付するものとする。従業者が使用者に同意しない場合、従業者は、当該通知の受領後 90 日以内に釈明書及びそれを裏付ける証拠(もしあれば)を提出するものとする。従業者が当該期間内に釈明書を提出した場合、担当官は、請求書にその旨記録し、これを長官に付託してその検討を促すものとする。

第 7 条

ある行為が不可避的理由によって第 5 条又は第 6 条に規定される期間内になされない場合、長官は、元の期間の 2 倍を限度として 1 回につき 30 日の範囲内で当該期間を延長することができ、自らの命令においてかかる延長の理由を示すものとする。

第 8 条

特許法(B.E.2522)第 12 条第 4 段落に基づいて報酬額を定めるにあたり、長官は、次の事項も斟酌しなければならない。

- (1) 従業者の職務内容
- (2) 従業者が発明又は意匠を創作するために供した労力及び技能
- (3) 他の者が当該従業者と共同で発明又は意匠を創作するために供した労力及び技能、並びに共同発明者又は共同創作者ではない他の従業者が提供した助言その他の援助
- (4) 使用者が、発明又は意匠の実験、展開又は実施のための資源又はサービスを取得するにあたり財産、助言、施設、予備作業又は管理業務を提供することによって発明又は意匠の創作のために行った援助
- (5) 当該発明又は意匠の実施を他者に許諾すること(他者への特許の譲渡を含む。)によって従業者が得たか又は得ることが見込まれる利益
- (6) 共同で発明を行ったか又は意匠を創作した従業者の総数

第 9 条

報酬額の決定を促すため、長官は、報酬の請求人たる従業者又は使用者を召喚して自らの質問に答えさせるか又は何らかの書類若しくは証拠を提出させることができる。

第 10 条

本省令の施行に先立って提出された報酬請求書は、本省令に従って作成されるものとする。

1999 年 9 月 24 日公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 25 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条, 第 39 条(1), 第 41 条第 1 段落, 第 42 条及び第 65 条, 特許法第 2 号(B.E.2535)により改正された特許法(B.E.2522)第 39 条(1)第 2 段落, 並びに特許法第 3 号(B.E.2542)により改正された特許法(B.E.2522)第 65 条の 10 の規定により与えられた職権に基づき, 通商大臣は, ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 15 号(B.E.2535)を廃止する。

第 2 条

本省令において,

「特許ライセンス」とは, 特許権者が, 特許法第 36 条並びに第 37 条又は第 37 条を準用する第 65 条(場合に応じ)に基づく権利を行使するためのライセンスを特許法第 38 条又は第 38 条を準用する第 65 条に基づいて一定期間許諾する契約をいい, 対価その他の事項に関する規定が含まれるか否かを問わない。

「小特許ライセンス」とは, 小特許所有者が, 特許法第 36 条及び第 37 条を準用する第 65 条の 10 に基づく権利を行使するためのライセンスを特許法第 38 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて一定期間許諾する契約をいい, 対価その他の事項に関する規定が含まれるか否かを問わない。

「実施権者」とは, 特許ライセンス又は小特許ライセンスに基づく権利を行使することを許諾された者をいう。

「競争に関する法律」とは, 商品及びサービスの価格設定, 競争若しくは独占禁止法又は不正競争の防止に関する法律をいう。

第 3 条

特許ライセンス又は小特許ライセンスに係る条件, 制限又は対価が不当に反競争的であるか否かは, 不正競争の惹起を意図しているか否か等の当事者の目的又は意図, 及びかかる条件, 制限又は対価から生じたか又は生じるであろう結果を考慮し, かつ判決, 特許委員会の判断及び競争に関する法律に基づいて指名された委員会の決定を斟酌して, 当該ライセンスの個々の状況について検討するものとする。

特許ライセンス又は小特許ライセンスに次の何れかの条件, 制限又は対価が含まれていると長官が判断する場合, 長官は, かかる条件, 制限又は対価が特許法第 39 条(1)又は第 39 条(1)を準用する第 65 条若しくは第 65 条の 10(場合に応じ)の規定に基づいて不当に反競争的であるか否かを, 第 1 段落に規定する基準を適用して検討する。

(1) 有償か否かを問わず, 生産において使用する原材料の全部又は一部を実施権者が特許権者, 小特許所有者, 又は特許権者若しくは小特許所有者が指名若しくは許諾した頒布業者から入手することを要求する規定。ただし, 特許の有効な実施のため当該規定が必要であること, 及びそれに基づいて算定した価格が他の筋から入手する同品質の原材料の価格よりも高価でないことが立証される場合はこの限りでない。

(2) 生産において使用する原材料の全部又は一部を実施権者が場合に応じ特許権者又は小特許所有者が指名した販売業者から入手することを禁止する規定。ただし, かかる禁止規定が

なかったら特許若しくは小特許の実施が無効になるであろうこと，又は原材料が他の筋からは入手不能であることが立証される場合はこの限りでない。

(3) 許諾された発明又は意匠を使用する製造業務のために人材を雇用するにあたり実施権者に課される条件又は制限。ただし，特許又は小特許の有効な実施のために当該規定が必要であることが立証される場合はこの限りでない。

(4) 実施権者の製品の過半数を特許権者又は特許権者若しくは小特許所有者が指定した者に実施権者が販売又は頒布することを要求する規定

(5) 特許権者，小特許所有者又は特許権者若しくは小特許所有者が指定した者を実施権者の製品の販売業者又は頒布業者に実施権者が指定することを要求する規定

(6) 実施権者の製品の生産量，販売又は頒布を規制する規定

(7) 許諾製品の外国での販売又は頒布を目的とする輸出を禁止する規定，又は実施権者が許諾製品の外国での販売又は頒布を目的とする輸出に先立ち特許権者若しくは小特許所有者の許可を得ることを要求する規定。ただし，特許権者又は小特許所有者がかかる外国においてもまた特許権者又は小特許所有者の立場にあり，かかる外国で当該特許製品を販売又は頒布するための排他的ライセンスを実施権者とのライセンス契約の締結に先立って既に他の者に与えている場合はこの限りでない。

(8) 当該発明又は工業意匠の調査，研究，実験，分析又は開発に関して実施権者に課される条件又は制限

(9) 許諾された発明又は工業意匠とは別の他人の発明又は工業意匠の使用について実施権者に課される条件又は制限

(10) 製造した製品の販売価格又はマーケティングについて決定する権限を特許権者又は小特許所有者が有することを要求する規定

(11) 許諾された発明又は製品意匠にライセンス契約の締結時には容易に確認できなかった瑕疵があった場合における，特許権者又は小特許所有者の責任を免除又は制限する規定

(12) 特許権者が他の実施権者との間で締結したライセンス契約に規定されている金額に比べ高額又は不当なライセンスの対価を定める規定

(13) 競争に関する法律に違反するその他の条件

第4条

第3条に規定される基準に拘らず，次の条件，制限又は対価は不当に反競争的であるとみなされる。

(1) 実施権者が特許権者又は小特許所有者の他の発明又は意匠を対価を支払って使用することを要求する規定。ただし，特許若しくは小特許の有効な実施のため当該規定が必要であるか又はかかる発明若しくは意匠が国内の他の筋からは入手不能であること，及びかかる対価が当該発明若しくは意匠から得られる利益に照らし適切な額であることが立証される場合はこの限りでない。

(2) 実施権者が，特許法第54条若しくは第64条に基づき特許が無効である旨，又は第65条の9若しくは第77条の8に基づき小特許が無効である旨の異議申立又は抗弁を行うことを禁止する規定

(3) 実施権者が実施許諾者に対し，許諾された発明若しくは意匠の改良を開示するか，又は特許権者に対し，かかる改良発明若しくは改良意匠を適切な報酬を支払うことなく排他的に

実施することを許可するよう要求する規定

(4) 実施権者が特許又は小特許の満了後も、許諾された発明又は意匠の使用について対価を支払うよう要求する規定

(5) 実施権者が、裁判所、特許委員会又は競争に関する法律に基づいて指名された委員会により不当に反競争的であるとみなされる条件、制限又は対価に従うよう要求する規定

第5条

特許ライセンス又は小特許ライセンスの登録申請にあたり、特許権者又は小特許所有者は、長官が定める様式の申請書をライセンス書面と共に次の何れかの場所の担当官に提出するか、又はこれを書留郵便でかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく申請書の提出に関し、特許権者又は小特許所有者がタイの居住者でない場合は、次の規定に従い、申請書と共に委任状を提出することにより代理人として長官に登録された者を代理人に任命するものとする。

(1) 任命が外国で行われた場合、その委任状は、かかる国のタイ大使館若しくはタイ領事館の担当官、タイ通商省の付属機関の長官、又はかかる者の代理人として指名された職員による認証、若しくはその国の法律により署名を認証する資格を与えられた者による認証を得なければならない。又は

(2) 任命がタイ国内で行われた場合、パスポートの写し、一時居住証の写し、又は任命の時点で申請人が実際にタイ国内にいたことを示すその他の証拠を長官に提出しなければならない。

タイの居住者である特許権者又は小特許所有者が、他の者を自己に代わり申請を行う代理人に任命することを希望する場合、かかる特許権者又は小特許所有者は、申請書と共に委任状を提出することにより長官に登録されている者を代理人に任命することができる。

第6条

特許又は小特許の譲渡の登録申請にあたり、譲受人は、長官が定める様式の申請書を譲渡契約書と共に次の何れかの場所の担当官に提出するか、又はこれを書留郵便でかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

特許又は小特許の承継による移転の登録申請にあたり、特許権者又は小特許所有者の承継人は、長官が定める様式の申請書を、知的所有権局の通達に定められた承継の証拠と共に次の何れかの場所の担当官に提出するか、又はこれを書留郵便でかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第1段落又は第2段落に基づく申請書を提出する際に申請人が他の者を自己の代理人に任命することを希望する場合は、第5条第2段落又は第3段落の規定を準用する。

第7条

第5条又は第6条に基づく登録申請を審査するにあたり、担当官が申請書に不備があるか又は証拠が不十分であると判断する場合、担当官は、申請人に申請書の補正を行うか又は追加書類若しくは追加物を提出するよう通知するか、又は、申請人又はその代理人に追加の陳述を行うよう求めることができる。

申請人が第1段落に基づく担当官の命令にその受領から90日以内に従わない場合、申請人は、申請を放棄したものとみなされる。長官は、必要に応じ、かかる期間を自らが適切と考える日数において延長することができる。

担当官が申請の審査を終え、それが第5条又は第6条に完全に準拠していると判断する場合、担当官は、その旨の報告書を長官に提出するものとする。

第8条

長官が、特許ライセンス又は小特許ライセンスの登録申請書及びそれを裏付ける証拠が第5条に基づいて適切かつ完全であり、またライセンス契約の期間が特許法第39条又は第39条を準用する第65条若しくは第65条の10又はその他の法律の規定に違反していないと判断する場合、長官は、かかる特許ライセンス又は小特許ライセンスの登録を命じるものとする。また長官が当該申請書又は証拠に不備があり又はこれが不十分であると判断する場合は、その登録の拒絶を命じるものとする。

長官が、特許ライセンス又は小特許ライセンスの何れかの規定が特許法第39条又は第39条を準用する第65条若しくは第65条の10又はその他の法律の規定に違反していると判断する場合、かかる事項は、場合に応じ特許法第41条第2段落又は第41条第2段落を準用する第65条若しくは第65条の10に基づいて審議のため特許委員会に付託されるものとする。

長官が、特許又は小特許の譲渡又は承継の登録申請書及びそれを裏付ける証拠が第6条に基づいて適切かつ完全であると判断する場合、長官は、かかる譲渡又は承継の登録を命じるものとする。また長官が当該申請書又は証拠が不十分であると判断する場合は、その登録の拒絶を命じるものとする。

担当官は、長官による登録又は登録拒絶の命令を遅滞なく申請人に通知しなければならない。

第9条

本省令に基づいて提出される書類が外国語である場合は、そのタイ語の翻訳文を翻訳者による認証と共に添付しなければならない。

1999年9月24日公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 26 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条及び第 45 条，特許法第 2 号(B.E.2535)により改正された特許法(B.E.2522)第 46 条第 3 段落，並びに特許法第 3 号(B.E.2542)により改正された特許法(B.E.2522)第 47 条，第 47 条の 2，第 50 条，第 50 条の 2 及び第 65 条の 10 の規定により与えられた職権に基づき，通商大臣は，ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 14 号(B.E.2535)を廃止する。

第 2 条

他の何人に対しても排他的ライセンスを付与していない特許権者又は小特許所有者は，第三者に対してライセンスを付与する意思があることを特許登録簿又は小特許登録簿に記載するよう申請することができる。長官が定める様式の申請書及び特許権者又は小特許所有者がかかる付与の意思を撤回しないことを述べた陳述書を，次の何れかの場所の担当官に提出するか，又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付しなければならない。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 3 条

特許権者又は小特許所有者が第 2 条に基づく申請を行った場合，又は当該記載が登録簿になされた場合，特許権者は，他の何人に対しても排他的ライセンスを付与してはならない。

第 4 条

かかる申請を受けた場合，担当官は，当該申請について提出された文書及び証拠を審査する。かかる申請にライセンス付与のための条件の設定がない場合，又は特許権者若しくは小特許所有者がこれまでに排他的ライセンスを付与していないと判断される場合，担当官は，その旨の報告書を長官に提出するものとする。

特許又は小特許の共同所有者がいる場合であって，共同所有者全員が第三者へのライセンス付与に同意している場合，担当官は，長官に報告書を提出する前に申請書にかかる同意の旨を記載するものとする。

第 5 条

長官が第三者によるライセンス取得が可能である旨を登録簿に記載することを承認した場合，担当官は，特許登録簿又は小特許登録簿にかかる記載をなし，特許権者にその決定を通知するとともに，通商省知的所有権局内の出入りの自由な場所に少なくとも 30 日間当該記載内容を掲示して公告するものとする。

第 6 条

かかる記載のなされた特許又は小特許に基づくライセンスの取得を希望する者は，長官が定める様式の申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか，又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく申請書には、提案条件、権利の制限及び対価の額を記載するものとする。

第7条

ライセンス付与の申請を受領した後30日以内に、担当官は、その旨を特許権者又は小特許所有者に書面で通知するとともに、これに当該申請書の写しを送付して、申請人が提案した条件、制限及び対価の額に合意するか否かを通知受領後90日以内に書面で回答するよう指示するものとする。

第8条

特許権者又は小特許所有者が申請人の提案した条件、制限及び対価の額に合意した場合、長官は、かかる条件、制限及びロイヤルティ額に基づいてライセンスを付与するものとし、担当官は、申請人及び特許権者又は小特許所有者に当該決定を通知するものとする。

第9条

特許権者又は小特許所有者と申請人との間で合意がなされず、それが特許権者若しくは小特許所有者が申請人の提案した条件、制限及び対価の額を承諾しないこと、又は特許権者若しくは小特許所有者が担当官から通知を受領したものの第7条に定める期間内にこれに回答しなかったことに起因する場合、長官は、特許権者又は小特許所有者と申請人に長官の定める期間内に合意に達するよう指示するものとする。所定の期間内に両者が合意に達しない場合、長官は、申請人にライセンスを付与し、自らが適切と判断する条件、制限及び対価の額について次を斟酌しつつ決定するものとする。

(1) 発明の重要性

(2) 申請人の事業の状況及び内容

(3) 他のライセンスについて定めた条件、制限及び対価の額

(4) 当該発明によって実施権者が得るであろう利益

(5) 当該発明によって特許権者が得たか又は得ると予想される利益

(6) 特許委員会がその決定で定めた条件、制限及び対価の額

第10条

何人でもライセンスの取得が可能である旨が特許登録簿又は小特許登録簿に登録された後は、かかる特許又は小特許に関する年金は半分に減額される。

第11条

特許法第46条又は第47条を準用する第65条の10に基づくライセンスの取得を希望する者は、長官が定める様式の申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第1段落に基づいてライセンスを申請するにあたり、申請人は、次に従わなければならない。

- (1) 特許又は小特許の付与から 3 年以内に、正当な理由なく国内で特許製品が製造されていないこと若しくは特許された方法が実施されていないこと、又は特許若しくは小特許に基づいて製造された製品が国内市場で販売されていないこと、又は、正当な理由なくかかる製品が不当に高額な価格で販売されているか又は公の需要に応えていないことを示す証拠を提示する。
- (2) 申請人が、その状況に見合った条件及び対価を提案する等して特許権者又は小特許所有者(場合に応じ)からライセンスを取得する努力をしたにも拘らず合理的な期間内に合意に達することができなかったことを示す証拠を提示する。
- (3) 特許又は小特許の実施範囲及び期間を、それが状況に見合うものであることを示す証拠を提示して提案する。
- (4) 特許又は小特許の実施に係る対価及び条件、並びに特許権者又は小特許所有者と特許法第 48 条第 2 段落若しくは第 48 条第 2 段落を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づくその排他的実施権者の権利の制限事項を提案するとともに、ライセンスが申請されている発明又は同じ内容の他人の発明に係る対価の関連情報を提供する。
- (5) 当該ライセンスの申請が主に国内市場への供給を目的とすることを示す関連事実を提示する。
- (6) 当該特許又は小特許の対象製品の製造、頒布又は輸入に係る計画案を示す証拠を提示する。

第 12 条

特許法第 47 条に基づく他人の特許又は第 47 条を準用する第 65 条の 10 に基づく他人の小特許に係るライセンスの取得を希望する特許権者又は小特許所有者は、長官が定める様式の申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとする。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 1 段落に基づいてライセンスを申請するにあたり、申請人は、次に従わなければならない。

(1) 証拠を提示して次を立証する。

(a) 申請人の発明が、ライセンスの申請対象である発明に関する経済的に極めて重要な技術的進歩を伴うものであること

(b) 特許権者又は小特許所有者が合理的な条件でクロスライセンスを交わす権利を有すること

(c) 申請人が、自らの特許又は小特許を譲渡することなくライセンスに係る権利を他に譲渡しないこと

(2) 特許又は小特許の実施に係る対価及び条件、並びに特許権者又は小特許所有者と特許法第 48 条第 2 段落若しくは第 48 条第 2 段落を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づくその排他的実施権者の権利の制限事項を提案する。

(3) 自らの特許又は小特許について特許権者又は小特許所有者とクロスライセンスを交わすことに合意する。

(4) その状況に見合った対価及び条件を提案する等して特許権者又は小特許所有者からライセンスを取得する努力をしたにも拘らず合理的な期間内に合意に達することができなかった

ことを示す証拠を提示する。

第 13 条

特許法第 47 条の 2 に基づく他人の特許又は第 47 条の 2 を準用する第 65 条の 10 に基づく他人の小特許(場合に応じ)に係るライセンスの取得を希望する特許権者又は小特許所有者は、長官が定める様式の申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとする。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 1 段落に基づいてライセンスを申請するにあたり、申請人は、次に従わなければならない。

- (1) 証拠を提示して次を立証する。
 - (a) 申請人の発明が、ライセンスの申請対象たる発明に関する経済的に極めて重要な技術的進歩を伴うものであること
 - (b) 申請人が、自らの特許又は小特許を譲渡することなくライセンスに係る権利を他に譲渡しないこと
- (2) 特許又は小特許の実施に係る対価及び条件、並びに特許権者又は小特許所有者と特許法第 48 条第 2 段落若しくは第 48 条第 2 段落を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づくその排他的実施権者の権利の制限事項を提案する。
- (3) その状況に見合った対価及び条件を提案する等して特許権者又は小特許所有者からライセンスを取得する努力をしたにも拘らず合理的な期間内に合意に達することができなかったことを示す証拠を提示する。

第 14 条

長官がライセンスの付与を命じ、申請人が所定の手数料を納付した場合、担当官は、申請人にライセンス証を発行し、特許登録簿又は小特許登録簿にかかるライセンスの詳細を記録するものとする。

何れかの当事者が長官の決定について特許委員会に審判請求を行った場合において、特許委員会が申請人にライセンスを付与する決定をなし、申請人が所定の手数料を納付した場合、担当官は、申請人にライセンス証を発行し、特許登録簿又は小特許登録簿にかかるライセンスの詳細を記録するものとする。

何れかの当事者が特許委員会の決定について裁判所に提訴した場合において、裁判所が申請人にライセンスを付与する判決を下し、申請人が所定の手数料を納付した場合、担当官は、申請人にライセンス証を発行し、特許登録簿又は小特許登録簿にかかるライセンスの詳細を記録するものとする。

第 15 条

ライセンス証は、本省令に添付の PI/201-B 様式及び PP/201-B 様式を使用する。

第 16 条

特許権者、小特許所有者又は特許法第 48 条第 2 段落若しくは第 48 条第 2 段落を準用する第 65 条の 10(場合に応じ)に基づく排他的実施権者は、特許法第 46 条又は第 46 条を準用する第

65 条の 10 に述べる理由により付与されたライセンスの取消申請を行うことができる。かかる申請は、長官が定める様式の申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は書留郵便によってこれにかかる担当官に送付することにより行う。

(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 1 段落に基づいて申請書を提出するにあたり、申請人は、証拠を提示して次を立証しなければならない。

(1) ライセンスの付与が消滅し、回復の見込みがなくなるに至った経緯、及び

(2) かかるライセンスの取消によって当該ライセンスに基づく実施権者の権利及び利益が何ら影響を受けないであろうこと

第 17 条

長官からライセンス証の取消命令があった場合、担当官は、特許権者、小特許所有者又は特許法第 38 条若しくは第 38 条を準用する第 65 条の 10 に基づく実施権者にその旨を遅滞なく通知する。

第 18 条

何れの当事者も審判請求若しくは提訴を行わなかったか、又は審判請求若しくは提訴が行われたが特許委員会の最終決定若しくは裁判所の最終判決によりライセンス証の取消が決定された場合、担当官は、特許登録簿又は小特許登録簿にかかるライセンス証の取消を記録するものとする。

第 19 条

特許法第 3 号(B.E.2542)の施行に先立って承認又は発行された、第 45 条、第 46 条、第 46 条の 2、第 47 条又は第 50 条の規定に基づく、第三者によるライセンスの取得が可能である旨の記載の申請、ライセンス証の申請及びライセンス証の付与は、特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 14 号(B.E.2535)の規定する手続、規則及び条件に準拠するものとする。

1999 年 9 月 24 日公布

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 27 号(B.E.2542)

特許法(B.E.2522)第 4 条，第 53 条第 1 段落及び第 65 条，並びに特許法第 3 号(B.E.2542)により改正された特許法(B.E.2522)第 65 条の 10 の規定により与えられた職権に基づき，通商大臣は，ここに以下の省令を公布する。

第 1 条

次の規定を廃止する。

- (1) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 8 号(B.E.2529)
- (2) 特許法(B.E.2522)の規定に基づき公布された省令第 18 号(B.E.2535)

第 2 条

特許又はクレームの放棄を申請する場合，特許権者又は小特許所有者は，長官が定める様式の申請書を通商省知的所有権局の担当官に提出するか，又は次の何れかの場所の担当官に書留郵便で送付するものとする。

- (1) 通商省知的所有権局
- (2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

第 1 段落に基づく申請書の提出に関し，特許権者又は小特許所有者がタイの居住者でない場合は，次の規定に従い，申請書と共に委任状を提出することにより代理人として長官に登録された者を代理人に任命するものとする。

- (1) 任命が外国で行われた場合，その委任状は，任命者の居住国におけるタイ大使館若しくはタイ領事館の担当官，タイ通商省の附属機関の長官，又はかかる者の代理人として指名された職員による認証，又は，その国の法律により署名を認証する権限を与えられた者による認証を得なければならない。又は
- (2) 任命がタイ国内で行われた場合，パスポートの写し，一時居住証の写し，又は代理人任命の時点で申請人がタイに入国していたことを立証するその他の証拠を長官に提出しなければならない。

第 3 条

第 2 条に基づく申請に関し，かかる特許又は小特許が共有されている場合，申請人は，その共同所有者全員の同意を示す証拠を提示しなければならない。

特許法第 38 条，第 45 条，第 46 条，第 47 条若しくは第 47 条の 2 に基づいてライセンスされた特許，第 38 条を準用する第 65 条に基づいてライセンスされた意匠特許，又は第 38 条，第 45 条，第 46 条，第 47 条若しくは第 47 条の 2 を準用する第 65 条の 10 に基づいてライセンスされた小特許に関しては，関係当事者の同意を示す証拠を申請書と共に提示しなければならない。

第 4 条

次の場合は，特許又はクレームの放棄申請を行うことができない。

- (1) 放棄しようとする特許又は小特許若しくはそのクレームが他人の特許又は小特許を侵害しているとする訴訟が係争中である場合
- (2) 特許法第 54 条，第 64 条又は第 65 条の 9 に基づいてかかる特許又は小特許の取消を求め

る訴訟が係争中である場合

第5条

特許，小特許又はクレームの放棄申請を審査するにあたり，担当官は，特許権者，小特許所有者，特許若しくは小特許の共同所有者，これらの代理人又はその他の利害関係人に対し，所定の期間内に担当官の前に出頭してその質問に答えるか又は書類その他を提出するよう命じることができる。

第6条

担当官は 第2条に基づいて提出された申請書(提出された証拠又は第5条に基づいて担当官の前に出頭することを命じられた者の陳述書(もしあれば)を含む。)の審査を完了した時点で，自らの意見書を長官に提出するものとする。

第7条

第2条に基づく申請が長官により承認された場合，担当官は，かかる放棄を特許登録簿又は小特許登録簿に記録し，その決定を特許権者又は小特許所有者に通知するとともに，かかる特許，小特許又はクレームの放棄を通商省知的所有権局内の出入りの自由な場所に少なくとも30日間掲示して公告するものとする。

第2条に基づく申請が長官により拒絶された場合，担当官は，その旨を特許権者に遅滞なく通知する。

第8条

本省令に基づいて提出すべき書類が外国語である場合は，そのタイ語への翻訳文を，翻訳者による認証を添えて添付しなければならない。

第9条

本省令の施行に先立って提出された，特許又はクレームの放棄を求める申請書は，本省令に従って処理されるものとする。

1999年9月24日公布